

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公表番号】特表2018-532562(P2018-532562A)

【公表日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2018-543076(P2018-543076)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/16

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

光学本体と、前記光学本体の周辺表面から径方向外向きに延びる突起と、前記突起に固定される第1の部分を有する周辺非光学本体とを備える眼内レンズ。

【請求項2】

前記周辺非光学本体の前記第1の部分の径方向内面が前記突起の径方向周辺表面に追従する、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項3】

前記突起と前記第1の部分とは、突き合わせ継手において、任意選択で平坦または湾曲の相対的な表面同士で境界面接合する、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項4】

前記突起の径方向周辺表面は、平坦な表面を備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項5】

前記周辺非光学本体の前記第1の部分の径方向内面が、平坦な表面を備える、請求項4に記載の眼内レンズ。

【請求項6】

前記突起の径方向周辺表面は、湾曲した表面を備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項7】

前記周辺非光学本体の前記第1の部分の径方向内面が、湾曲した表面を備える、請求項6に記載の眼内レンズ。

【請求項8】

前記突起の径方向周辺表面が、10ミクロンから1mmまでの間である、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項9】

前記突起は、前記光学本体の前記周辺表面から、10ミクロンから1mmまでの間で延びる、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項10】

前記光学本体と前記突起とは单一の一体の物体である、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項11】

前記突起は前記光学本体に付着される、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 2】

前記光学本体は、流体室を間に定める後要素と前要素とを備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 3】

前記後要素は前記突起を備える、請求項12に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 4】

前記前要素は前記突起を備える、請求項12に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 5】

前記周辺非光学本体は、前記第1の部分から離して配置される自由な第2の部分をさらに備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 6】

前記周辺非光学本体は周辺流体室を備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 7】

前記突起は、前記周辺非光学本体において周辺流体室と流体連通している少なくとも1つの通路を備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 8】

前記周辺非光学本体は、前記突起に結合される、湾曲した径方向内面を有し、前記突起は前記光学本体の径方向外側周縁に配置される、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 1 9】

前記周辺非光学本体は、毛様筋の動きによって前記周辺非光学本体における力に応じて変形し、それによって、前記周辺非光学本体における周辺流体室と前記光学本体における光学部流体室との間で流体を移動させて、前記眼内レンズの光学パラメータを変化させるように適合される、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 2 0】

前記周辺非光学本体は前記突起と境界面接合するように構成される開口部を備える、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 2 1】

前記突起は、前記周辺非光学本体における開口部内に配置されると共に前記開口部と境界面接合する大きさおよび構成とされる、請求項1に記載の眼内レンズ。

【請求項 2 2】

光学本体と周辺非光学本体とを備え、

前記光学本体は、上面視において、少なくとも一部分が円弧である外側縁を有し、前記周辺非光学本体は、前記円弧の湾曲に対して径方向外向きの場所において前記光学本体突起に結合される、眼内レンズ。